

令和8年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第2回財調協議会幹事会：R7.12.11）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	区民関係等事務費 (人権擁護員)	人権擁護員に係る経費について、実施区が1区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
2	区民関係等事務費 (調査委託料)	区民関係等事務費に係る調査委託料について、実施区がないことから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
3	心身障害者緊急一時保護事業費（都型ショートステイ・家庭保護）	心身障害者緊急一時保護事業に係る経費のうち都型ショートステイについては実施区が存在せず、家庭保護については実施区が4区と少数であることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都側提案は廃止のみの提案であり、平成30年度財調協議での議論を踏まえ、区単独事業の検証抜きに廃止することは妥当ではない。 (第2回幹事会)	
4	身体障害者福祉電話通話料補助事業費	身体障害者福祉電話通話料補助事業に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 (第1回幹事会)	都側提案は未実施区も含め標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
5	【投資】老人福祉費（密度補正）	本補正は、住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率をもとに、老人福祉費の割増又は割減をしている。 令和7年度財調協議で実施した「投資的経費の見直し」に伴い、老人福祉費の投資的経費が全固定となったことで、本補正が機能を失い、必要性がなくなったことから、本補正を廃止する。 (第1回幹事会)	都側提案は、老人福祉費の投資的経費が全固定となったことにより、密度補正が機能しなくなったことを踏まえた、妥当な内容であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
6	環境計画推進費 (行動計画等運営委員会)	行動計画等運営委員会に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 (第1回幹事会)	都側提案は未実施区も含め標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	総務管理費（産業医報酬）	総務管理費（産業医報酬）について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 （第1回幹事会）	清掃費の総務管理費については、令和6年度財調協議における清掃費の見直しの中で改善を行った項目になるが、令和8年度財調協議で改めて見直しを行う理由を伺う。 （第2回幹事会）	
8	総務管理費（廃棄物減量等審議会委員報酬）	総務管理費（廃棄物減量等審議会委員報酬）について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 （第1回幹事会）	都側提案は、未実施区も含めた実施回数等により標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
9	道路認定事務費	道路の認定、廃止等に伴う測量調査及び道路台帳の作成管理等に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 （第1回幹事会）	都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している上位区の決算を除外しているが、下位の区も同様に除外する等、経費設定について精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	
10	防災生活圏促進事業（態容補正）	都市整備費の態容補正において、21項目を算定対象としているまちづくりに要する経費のうち、防災生活圏促進事業については、令和7年度以降に実施する予定の区がないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	防災生活圏促進事業について、今後、特別区での実施予定がなく、都側提案は妥当であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	
11	都市再生総合整備事業（態容補正）	都市整備費の態容補正において、21項目を算定対象としているまちづくりに要する経費のうち、都市再生総合整備事業については、令和7年度以降に実施する予定の区がないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	事業が継続されている中、算定を廃止する考え方については疑問が残るが、今後の実施予定がないことは認識した。区側としては、事業の制度が継続しているため、将来需要が見込まれる際には、本事業について、改めて協議すべきであると考えているが、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	
12	社会教育指導者講習会費	社会教育指導者に対する講習会に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 （第1回幹事会）	都の調査結果では、経費計上区及び決算額が前回の見直し時と比べて著しく減少しているとのことである。区で都の調査結果を検証したところ、講習会を委託により実施しているにもかかわらず、調査への回答を行っていない区が存在したことから、本調査結果のみを踏まえて縮減するべきではないと考える。 （第2回幹事会）	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	防犯機器等購入補助事業費	<p>都は、都民の防犯意識の高まりを踏まえ、区市町村が実施する侵入盗被害防止に有用な防犯機器等の導入に関する補助事業に対し、補助上限額の基準を設けた上で10分の10補助することとしている。</p> <p>これにより、都制度においては、区市町村の負担は発生しない枠組みとなっている。</p> <p>このため、本事業における都の補助基準が、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>防犯機器等購入補助事業費について、令和8年度に限り、臨時的に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都防犯機器等購入緊急補助事業」における補助想定内容を踏まえ、普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを作成の上、設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
2	ガバメントクラウド関連経費	<p>区側提案は令和7年度における各区のガバメントクラウド利用状況調査をもとに1システムに係る月額単価及び移行に係る完了率を設定し、標準化対象の20基幹業務のうち都が徴収する固定資産税と法人住民税を除く18システムを対象規模とみなして経費設定している。</p> <p>標準区経費の設定に当たっては、既に算定されている「電子計算事務費」等のうち、物理サーバーやデータセンター利用料等が下がる可能性があるため、既存経費の見直しを併せて行うべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>ガバメントクラウド関連経費について、新規に算定する。また、特別区のガバメントクラウド利用状況を踏まえ、令和12年度まで段階的に算定を充実する。なお、全固定での算定とし、各年度の標準区経費は実施区平均及び自治体システム標準化移行完了状況により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
3	おくやみコーナー運営事業費	<p>区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>おくやみコーナー運営事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
4	都・区市町村DX協働運営委員会経費（人材シェアリング利用団体応分負担）	<p>各区の次年度参加意向状況を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。</p> <p>意向状況をもとにした経費設定ではなく、これらの区の実績を把握した上で標準区経費を設定すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>都・区市町村DX協働運営委員会経費（人材シェアリング利用団体応分負担）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は当該事業が参加するメニュー数によって3段階に分かれていること、各区の次年度参加意向状況を踏まえ設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	男女共同参画事業費	区側提案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実することであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。 (第2回幹事会)	男女共同参画事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、包括算定項目であることから、見直しに当たっては事業費全体を見直す。 (第1回幹事会)	
6	公金取扱手数料 (指定金融機関業務経費)	現行の標準区経費の設定方法については、回帰分析としているが、今回の提案においては、業務ごとの単価に件数を乗じる方法に変更している。これについて、現行の経費設定方法から変更する理由を伺う。また、全比例から一部固定の算定にする理由についても、併せて伺う。 (第2回幹事会)	公金取扱手数料の指定金融機関業務経費について、指定金融機関業務に係る手数料が改定されることを踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は各業務の手数料単価に件数実績を乗じて得た額の回帰分析結果を踏まえ設定する。 (第1回幹事会)	
7	区長及び区議会議員選挙公営費	ポスター掲示場設置経費は、現行算定と同様に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定する必要があると考える。 (第2回幹事会)	区長及び区議会議員選挙公営費について、公報・ポスター掲示場数の増加等により、特別区の取組が拡大していることを踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
8	指定管理者選定等経費	標準区の指定管理者の設定について、放課後児童クラブが追加されていると思われるが、その点についてどのように整理されているのか区側の見解を伺う。 なお、標準区経費の設定は、標準事業規模に連動するところ、令和7年度財調協議における投資的経費の見直しに加え、現在、協議されている別提案（投資的経費の見直しに伴う経常的経費の反映）の検討結果を反映すべきと考える。 (第2回幹事会)	指定管理者選定等経費について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ算定を改善する。なお、標準区経費は見直し後の標準施設における指定管理者導入施設数及び調査結果から得られた単価に基づき設定する。 (第1回幹事会)	
9	区立施設定期点検調査費	区側提案では、1㎡当たり平均点検単価が現行算定と比較して増加しているが、その理由を伺う。 なお、標準区経費の設定は、標準事業規模に連動するところ、令和7年度財調協議における投資的経費の見直しに加え、現在、協議されている別提案（投資的経費の見直しに伴う経常的経費の反映）の検討結果を反映すべきと考える。 (第2回幹事会)	区立施設定期点検調査費について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は見直し後の標準事業規模及び特別区の1㎡当たり平均点検単価に基づき設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	民生委員・児童委員活動費	本経費は、「民生委員法」に基づく指導訓練に関する費用として、都道府県がこれを負担することと定められており、既に、都負担金が交付されている。区側提案は、都負担金の趣旨と同様のものであり、各区が上乗せで経費の支給を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものとする。 (第2回幹事会)	民生委員・児童委員活動費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
11	避難行動要支援者個別計画策定経費	避難行動要支援者個別計画策定に係る経費については、令和3年度再調整において、「地方交付税に準拠したモデルの設定」とし、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成を、おおむね5年程度で取り組むこととされていることから、令和3年度から令和7年度までの経費を一括で算定した。 しかし、区側提案は、「個別計画の新規作成分」及び「更新分」の区別を行っておらず、また、経費設定に当たって対象者の範囲が整理されていないため、令和3年度再調整において算定済みの経費と重複が生じており、妥当ではない。 (第2回幹事会)	避難行動要支援者個別計画策定経費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
12	高齢者見守り推進事業費	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	高齢者見守り推進事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
13	子供食堂推進事業費	区側提案は、都補助金の実績を踏まえたものであり、概ね妥当と考えるが、経費の設定については精査が必要である。 (第2回幹事会)	子供食堂推進事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と18歳未満人口の規模により設定する。 (第1回幹事会)	
14	保育人材確保支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、経費設定方法について精査が必要と考える。 (第2回幹事会)	保育人材確保支援事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	高校生等医療費助成事業費	<p>都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。</p> <p>こうした中、昨年度実施された高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、令和7年10月から所得制限を撤廃すること、及び、都の実施する高校生等医療費助成について、令和8年度以降は本則を適用し、負担割合は区2分の1、都2分の1とすること、これらを踏まえ、高校生等医療費助成の所得制限の撤廃・本則の適用にあたっては、各区の負担分について、都区財政調整の基準財政需要額として算定していくことを、財調協議の場で議論していくことがまとめられた。</p> <p>これまでの協議における整理を踏まえ、都側の考えを申し上げる。</p> <p>まず、都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分2分の1については、基準財政需要額として算定することで合意をしたいと考えている。</p> <p>一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。</p> <p>したがって、都側としては、都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべきと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>本事業の財源について、都区で協議した結果、所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間は、都が全額負担することとなっている。その後、昨年度の高中生等医療費助成に関する都区の「協議の場」では、令和7年10月からの所得制限撤廃について合意する一方で、令和8年度以降の財源について、区の負担割合を2分の1とする都側の提案に対し、事業の提案者である都側が10分の10負担すべきという区側の考えに変わりはないものの、財調協議の場で議論することを前提とし、合意するとされた。一方、自己負担金については、引き続きの課題とされたところである。</p> <p>また、令和7年度まで特別区では、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るため、区の負担で都補助の対象外となっている所得制限・自己負担金を設定せずに事業実施してきた。</p> <p>その実態を財調に反映させるよう、区側から提案し、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるといった見解が示され、協議不調となっている。</p> <p>国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、令和6年の「合計特殊出生率」は、都道府県別では東京都だけが1.00を切り、0.96となり、昨年につき過去最低を更新している。こうした状況の中、都においては、望む人が安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援等に取り組んでいる。その他、国においても児童手当の対象を高校生まで拡大する等している。このように、今後、少子化対策に向けた取組は、国、地方問わずより一層拡充されていくものと考えられる。</p> <p>（つづきあり）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	高校生等医療費助成事業費（つづき）		こうした取り巻く状況の変化や、これまでの都区の協議経過を踏まえ、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分及び一部自己負担金の区負担分について、基準財政需要額に算定することを提案する。なお、一部自己負担金については、取扱いが都と区で整理されるまでの時限算定とする。 これからの東京の未来を担っていく子どもたちの健やかな成長に大きく寄与する本事業について、都区の連携・協力を一層進めていくためにも、是非前向きな検討をお願いする。 (第1回幹事会)	
16	共同生活援助等事業費	区側提案には、国庫負担事業及び運営費加算に係る経費以外に各区で加算を行っている経費が含まれており、標準区経費として設定することは妥当でないと考える。また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第2回幹事会)	共同生活援助等事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
17	子ども医療費助成事業費	まず最初に、今回の協議内容について確認したい。 区側提案は、令和7年度算定との比較による提案となっており、この中には、令和7年10月以降の所得制限撤廃が含まれている。 一方、所得制限撤廃については、昨年度の財調協議において、令和8年度財調では所得制限撤廃の通年化を反映することで、都区で合意している。 したがって、今回の区側提案のうち、所得制限撤廃部分についてはすでに合意しているものとして、残りの部分について協議するものと考えているが、区側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	乳幼児医療費助成及び義務教育就学児医療費助成に係る扶助費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	子ども医療費助成事業費（つづき）	<p>本事業については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準である」との見解を示している。</p> <p>今回の区側提案に対する都側の見解であるが、まず、市町村部における都の補助基準の範囲内に係る算定の充実については、標準的な需要として妥当なものと考えているが、経費の精査は必要であると考えている。</p> <p>一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分に係る提案については、都の補助基準に含まれないものであり、この部分の算定は妥当ではないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>今回の協議内容については、都側の認識と相違ない。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
18	第一子無償化への対応	<p>区側提案のうち、私立保育所及び私立認定こども園の見直し案については、現在算定されている利用者負担額（国基準）に対して都補助事業が反映されていることから、妥当であると考えている。</p> <p>一方、区立保育所及び区立認定こども園の見直し案では利用者負担額（国基準）の算定が廃止されているが、都補助事業は、区立保育所等も、私立保育所等と同様に利用者負担額（国基準）を前提とするものであることから、廃止は妥当ではない。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>都が令和7年9月から開始した第一子無償化に伴い、区立保育所、区立認定こども園、私立保育所及び私立認定こども園における利用者負担額の廃止及び都支出金の増等について、算定を見直す。なお、全比例での算定とし、標準区経費は都の「保育所等利用世帯負担軽減事業」における補助対象者数等をもとに設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
19	私立保育所施設型給付費等（処遇改善）		<p>私立保育所施設型給付費等について、公定価格の見直しによる処遇改善等加算の一本化を踏まえ、算定を改善する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	予防接種費（带状疱疹）	<p>財調上、予防接種費の算定については、国が「予防接種法」上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。一方、任意接種に係る経費については、「国において定期接種化が検討されており、ワクチンによる疾病負荷が一定程度明らかとなっている点、定期接種化までの措置として都が補助事業を実施している点」等を踏まえ、予防接種助成事業費として例外的に算定しており、带状疱疹ワクチンについても、令和6年度財調協議において、同様に整理したものである。また、その際、「定期接種化された際には経費全体の見直しを行う」ことと整理している。都としては、带状疱疹ワクチンが定期接種化されたことを踏まえ、財調上の整理としては、現在算定されている予防接種助成事業費の算定を廃止し、定期接種に係る経費のみを算定すべきと考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>予防接種費（带状疱疹）について、令和7年4月から定期接種化されたことを踏まえ、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は接種率を令和8年度予算見込の想定接種率により、単価を三者協単価により、それぞれ設定する。 また、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は接種率を令和8年度予算見込の想定接種率により、単価を三者協単価により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）</p>	
			<p>区としては、令和6年度財調協議において「定期接種化された際には経費全体の見直しを行う」ことと整理されたことを踏まえ、予防接種費（带状疱疹）及び予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）の2つの提案により、一体的な見直しを提案しているものである。 なお、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）は、都補助が令和7年度限りで廃止予定であるところ、令和8年度以降も、過半数の区で事業を継続予定であること、接種対象者について、定期接種との重複は発生していないことから、引き続き算定されるべき事業であると考え。 （第2回幹事会）</p>	
21	母子保健指導費（両親学級）	<p>区側提案は、標準区経費の設定に当たっては、区の実績をもとにしたものであり、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>母子保健指導費（両親学級）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））	各費目で維持管理経費を算定している施設のAED経費について、各種運動施設は、平成29年度財調協議において、標準区規模が施設数から面数に変更しているが、今回の見直しにおいてどのように算定しているのか伺う。 また、民間施設分について、各区の実施状況にばらつきが見られることや、普遍性がないものが含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。 （第2回幹事会）	衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は設置台数を見直し後の標準事業規模及び調査結果から得られた1施設当たりの設置台数に基づき設定する。 また、民間施設に設置しているAEDについて、特別区の実態を踏まえ、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は設置台数を設置区平均により、単価を現行算定の区立施設分の単価を横引き設定する。 （第1回幹事会）	
23	予防接種費（高齢者肺炎球菌）	区側提案は、本ワクチンに係る予防接種委託料の規模設定について、経過措置終了後1か年度の実績を踏まえて見直しを行っており、妥当であると考え。 ただし、区側提案については、予防接種委託料のみを見直す内容となっており、当接種に関連する事務経費の見直しは行われていない。現在「予防接種費」で算定されている関連事務費についても、経過措置終了後1か年度の実績を踏まえた見直しを行うべきと考える。 （第2回幹事会）	予防接種費（高齢者肺炎球菌）について、令和5年度末で経過措置期間が終了したことを踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和6年度実績をもとに設定する。 （第1回幹事会）	
24	予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）	【区側提案事項】 1 特別区相互間の財政調整に関する事項のNo. 20「予防接種費（带状疱疹）」に記載のとおり。	【区側提案事項】 1 特別区相互間の財政調整に関する事項のNo. 20「予防接種費（带状疱疹）」に記載のとおり。	
25	作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	区側提案は、粗大ごみ収集運搬委託について、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、既に算定している経費と重複する経費や普遍性がない経費が含まれており、精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	作業運営費について、令和5年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費（粗大ごみ収集運搬委託）及び特定財源（粗大ごみ処理手数料）を見直し、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
26	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））	モデルの設定に当たっては、実績が突出している区が含まれているなど、経費を精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は標準的なモデルにより設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	公衆浴場助成事業費	<p>本事業については、令和6年度財調協議において、区側より「燃料費の支援を拡大しているのは今年度からであるため、都案ではその動きを捉えておらず、各区の実態を捉えた経費設定ではない可能性がある」、「支援が平年的なものも含めて、見直しの時期を改めるべき」との発言があり協議が整わなかったものである。この点について、実際に支援の拡大が確認できたのか、また、その拡大した支援が同水準で推移しているのかを伺う。</p> <p>また、燃料費支援については、国の地方創生臨時交付金等を活用した臨時的な経費が存在すると認識しているが、標準区経費の設定に当たって、臨時的な経費をどのように整理したか伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>公衆浴場助成事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、箇所数は回帰分析により、1箇所当たり経費は実施区平均によりそれぞれ設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
28	【態容補正】農漁業振興経費	<p>農漁業振興経費については、平成21年度財調協議で算定を充実して以来、見直しを行っていない。令和4年度財調協議において、算定方法改善のため農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す都側提案を行ったが、区側より事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなることから、都案は妥当ではないとし、不調となっている。</p> <p>一方で、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれているといった現行算定の問題点を共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて、都区で検討していくことを確認している。</p> <p>今回の区側提案については、こうした点を踏まえた上で、内容を精査させていただき、次回以降、都側の見解を示したいと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>現行、農漁業振興経費については、農漁業世帯数に応じて加算するものとなっている。また、過去の協議においては、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれている等の課題を都区で共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて都区で検討していくことを確認した。</p> <p>以上の過去の協議及び特別区の実態等を踏まえ、今年度の区側提案は、より実態に即した算定となるよう、算定方法及び1世帯当たり経費等を取りまとめたものである。</p> <p>具体的な提案内容は、以下の4点である。</p> <p>1点目が、漁業振興経費について、事業実施区が1区に留まっている実態を踏まえた、算定の廃止である。「水産基本法」において、地方公共団体は、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定及び実施する責務を有することから、引き続き財調上で算定されるべきと考えている。しかしながら、漁業振興経費の算定を継続する場合、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、廃止を提案するものである。</p> <p>2点目が、算定方法について、特別区の実態と農林業センサスとの関連性を踏まえ、経営耕地のある農業世帯数に応じて加算するものへの見直しである。1点目により、漁業世帯を測定単位から除いた場合でも、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、見直しを提案するものである。</p> <p>3点目が、標準区数値について、これまで申し上げた2点を踏まえ、事業実施区の経営耕地のある農業世帯数の平均値である123世帯への見直しを提案するものである。</p> <p>（つづきあり）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】農漁業振興経費（つづき）		4点目が、1世帯当たり経費について、事業実施区での普遍性が認められる事業による設定とするため、算定される事業の見直しを提案するものである。なお、区民農園については、その目的が、農業の振興よりも、区民の余暇活動の充実に資する性格が強いこと、また、農業まつりや農福連携事業、産学公連携事業等については、実施区が一部に限られていることから、それぞれ1世帯当たり経費の積算対象外と整理している。 最後に、東京都においても、平成29年5月の「東京農業振興プラン」に加え、令和5年3月には新たなプランを公表するなど、農業振興の推進に努めているものと認識している。本経費の適切な算定は重要であると考え、是非、前向きな検討をお願いしたい。 （第1回幹事会）	
29	住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）	土木費では、都市整備費の態容補正において、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業を算定しているところであるが、この事業については、現在、住宅セーフティネット事業へ移行している状況があると承知をしている。そのような状況を踏まえると、両事業を合わせた経費設定を検討すべきものとする。 （第2回幹事会）	住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
30	【小・中学校費】学校職員費（校内別室指導支援員）	学校職員費（校内別室指導支援員）は不登校対策の一環であるが、教育費では同じく不登校対策として教育相談事業費（適応指導教室指導員）を算定しており、両事業は、その性質上密接に関連している。そのため、区の実態として校内別室の設置により、適応指導教室の需要が代替される可能性も考えられるが、区の状況を伺う。 （第2回幹事会）	学校職員費（校内別室指導支援員）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31	【小・中学校費】 学校運営費（電気料・ガス料・水道料）	学校運営費については、既に廃止された「学校運営費標準」を参考に経費設定がされているが、廃止以降も見直しがなされておらず、見直しを行う必要性については都側も認識をしている。 今回の区側提案については、特別区の実態を踏まえた提案となっており、現行の経費設定方法から大きく変更するものとなっているが、現在、協議されている別提案（投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映）と同様に、投資的経費で設定している財調上の標準事業規模に連動した経費設定を行うことが妥当と考える。なお、その際、測定単位については、投資的経費の測定単位を踏まえ、児童数・生徒数ではなく学校数で変更することも検討すべきと考える。 また、経費設定に当たっては、学校に併設されている施設に係る光熱水費等について、精査を行う必要がある。 （第2回幹事会）	学校運営費（電気料・ガス料・水道料）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例による算定とし、標準区経費は小学校費を児童数1人当たり経費と児童数の規模により設定し、中学校費を生徒数1人当たり経費と生徒数の規模により設定する。 （第1回幹事会）	
32	【小・中学校費】 学校法律相談事業費	現行算定は、モデルによる経費設定としているが、変更した理由を伺う。 また、区側提案は、学校法律相談に加えて研修に要する経費を含んでいるが、研修の対象者と研修を含む理由を伺う。 （第2回幹事会）	学校法律相談事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
33	日本語適応指導事業費	本事業については、令和3年度財調協議において都側から「現行算定においても、新規算定時の充足率と同程度であり、当事業を取り巻く環境に特別な変化はないことから、見直す必要はない」と指摘したところである。区側提案を確認すると、充足率が低下しているが、その要因を伺う。 また、本事業において対象としている事業を伺う。 （第2回幹事会）	日本語適応指導事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全固定による算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
34	いじめ問題対策委員会等経費	本経費については、法律上複数の委員会等が存在するが、区側提案に含まれている委員会等を伺う。 （第2回幹事会）	いじめ問題対策委員会等経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全固定による算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	文化財保護普及事業費	<p>本事業については、平成29年度財調協議において都側から「本事業については、文化財の多寡等の影響により区間の事業量の偏在等も大きい状況となっている。」と指摘したところである。</p> <p>今回の区側提案においても、区によって経費のばらつきが大きく、精査が不足しているため、標準区経費としての妥当性が判断できない。</p> <p>また、今回、出土埋蔵文化財保管に係る経費が含まれているが、当該経費が発生していない区については、郷土資料館で保管しているためという理解でよいか伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>文化財保護普及事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
36	私立幼稚園施設型給付費（処遇改善）		<p>私立幼稚園施設型給付費について、公定価格の見直しによる処遇改善等加算の一本化を踏まえ、算定を改善する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	都区連携経費		都区連携経費について、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要として、新規に算定する。 具体的には、災害対応等経費として「TOKYO強靱化プロジェクト」などを踏まえた水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた需要、少子化対策経費として「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」などを踏まえた地域の実情に応じたこども・子育て政策に係る需要、脱炭素関係経費として「ゼロエミッション東京戦略」などを踏まえたゼロカーボンシティの実現に向けた需要である。 (第1回幹事会)	
2	学校等情報配信システム関連経費 【議会総務費】 【民生費】 【教育費】	区側提案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実することであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。 (第2回幹事会)	学校等情報配信システム関連経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、民生費分・教育費分ともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。また、安全安心メールシステム保守費用について、特別区の実態を踏まえ算定を縮減する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
3	副食費の無償化 (保育所等)	区側からの発言のとおり、令和元年10月から、国の制度において、幼児教育・保育の無償化が実施され、それに合わせて、副食費について施設による徴収を基本とすることとされた。 都区財政調整においても、3歳から5歳までの児童に係る副食費の徴収及び免除について、国制度を反映している。 現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、都側としては、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。 (第1回幹事会)	本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するために行っているものであり、特別区の実施状況を踏まえ、新規算定を提案する。 国の方針では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて、3歳から5歳までの子どもたちの食料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされた。ただし、2号認定の副食費は、保育料に含まれていた経緯もあり、保護者負担の軽減の観点から、認可保育所及び認定こども園について、全区で無償化を実施している。 都は、「少子化対策は一刻の猶予もない」として、学校給食費の負担軽減事業や保育料の第一子無償化等の子育て費用支援を実施しており、これは本事業の目的と同一である。全区で実施している実態を踏まえると、算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し	<p>住居手当については、「地方公務員給与実態調査」により、毎年度の数値をフルタイム再任用以外の職層別標準給に反映している。新たにフルタイム再任用の職層別標準給及び再任用（短時間）職員給与に住居手当を反映するに当たり、「地方公務員給与実態調査」の数値ではなく、各区の支給実績に基づく支給率等を用いる理由を伺う。また、再任用（短時間）職員給与への加算額について、区側提案は、暫定再任用短時間勤務職員だけでなく定年前再任用短時間勤務職員も含めた支給率を用いて設定しているが、その理由を伺う。 （第1回幹事会）</p> <p>各区の支給実績に基づく支給率等を用いる理由、定年前再任用短時間勤務職員も含めた支給率を用いて再任用（短時間）職員給与への加算額を算出する理由は承知した。なお、区側提案は支給率の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきと考える。 （第2回幹事会）</p>	<p>令和6年11月の国通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」を踏まえ、特別区において、令和7年度から、支給要件を満たす再任用職員に対して、新たに住居手当を支給することが可能となったことから標準給及び再任用（短時間）職員給与に住居手当支給分の影響を反映し、算定を改善する。なお、今回の住居手当支給開始に伴う、該当職員一人当たり給与の増加額は各区の令和7年4月の支給実績に基づいた支給率に特別区の住居手当支給額を乗じて設定する。</p> <p>標準給については、部長級、課長級、係長級、主任、係員、技能系、60歳超職員及びフルタイム再任用の8区分の職層別に設定し、職層別の職員構成比を乗じた累計により、統合標準給を設定している。今回の見直しに伴い、フルタイム再任用部分の標準給に増加額を加算することで影響を反映する。</p> <p>再任用（短時間）職員給与については、議会総務費にて個別に算定されているため現行算定に増加額を加算することで影響を反映する。 （第1回幹事会）</p> <p>「地方公務員給与実態調査」には毎年実施する補充調査と5年に一度調査する基幹統計調査があり、再任用職員の住居手当の調査については、基幹統計調査でのみ実施する。次回調査が令和10年度を予定しており、現時点では「地方公務員給与実態調査」の数値を把握できないため、各区実績に基づく支給率等を用いている。</p> <p>また、暫定再任用（短時間勤務）制度は、定年引上げの経過措置として設けられた制度であり、制度の内容は基本的に定年前再任用短時間勤務制度と同様である。両者ともに勤務時間や給与体系、手当の支給などの面では違いはないため、両者を区別せずに算定しても問題ないと考え。 （第2回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	公共施設LED灯切替事業に伴う電力消費量の反映	<p>区側からは、LED灯切替に伴う電力消費量の影響、及び経常的経費の見直し対象外となっている施設に係る電気料金の見直しの2点について提案があった。</p> <p>まず、LED灯切替に伴う電力消費量の影響については、削減効果を反映するモデルを設定することを確認した。</p> <p>次に、経常的経費の見直し対象外となっている施設の電気料金について、区側提案は、経常的経費の見直しに係る調査結果をもとに上昇率モデルを設定して電気料等を改定するものであるが、モデルに用いた施設の種類ごとの上昇率にばらつきがあり、モデルとしては妥当ではないと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>前回幹事会で申し上げたとおり、区側の上昇率モデルは積算に用いた施設の種類ごとの上昇率にばらつきがあり、妥当ではないと考える。</p> <p>一方で、区側の発言のとおり、経常的経費の見直しに係る調査結果からは、各施設とも電気料金が上昇しているという状況は確認できる。令和7年度地方交付税においても、自治体施設の光熱費の高騰への対応経費が計上されており、標準事業規模の見直しを行わなかった施設についても光熱費の高騰を反映すべきである、という点は、都としても一定程度理解する。</p> <p>ところで、財調における電気料については、過去、各区における節電の取組等を踏まえ削減を行った経緯がある。各区においては一層節電に取り組まれていると思うが、近年の電気料金の高騰による影響は、これまでの削減による影響を超える可能性がある。</p> <p>そこで、経常的経費の見直し対象外となっている施設については、上記の電気料削減を復元することとし、その上で、LED灯切替による削減効果を反映させることで、本見直しによる増減を0とすることで整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>令和7年度財調協議における公共施設LED灯切替事業費の算定により、財調上の標準施設はLED灯が標準仕様となったため、LED灯導入による削減効果を施設の電気料金に反映し、算定を改善する。</p> <p>削減効果については、国の公表する資料等に基づき、施設の電気料金のうち電灯設備が占める割合や基本料金の割合、電力消費に対する削減割合等からモデル設定し、一律の係数を各施設に乗じることで反映する。</p> <p>なお、標準施設のうち、令和7年度財調協議で投資的経費に係る規模の見直しを行った施設及び小・中学校については、別途区側提案をしているため、各提案の中で、当該係数を乗じることで削減効果を反映する。</p> <p>また、標準事業規模の見直しを行った施設の実態を調査した結果、電気料金の大幅な上昇が見られた。そのため、規模の見直しを行わなかった施設についても同様の状況が想定されることから、LED灯導入による削減効果に加え、調査結果に基づく電気料金の上昇率を乗じ、特別区の実態を適切に反映する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>前回の幹事会で都側から、電気料金の上昇率モデルについて、施設ごとの上昇率のばらつきから妥当ではないとの発言があった。</p> <p>区側としては、モデル設定に当たり、施設ごとのばらつきがあるとしても、特別区の実態をもって設定すべきと考える。</p> <p>また、物価高騰等の影響により、電気料金が大幅に上昇している特別区の実態を踏まえると、標準事業規模の見直しを行わなかった施設に対しても電気料金の上昇率を反映する必要があり、反映方法として、標準事業規模の見直しを行った施設の調査結果に基づき設定した上昇率を用いることは適切と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	<p>投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映</p>	<p>投資的経費については、昨年度の財調協議で区側から提案があり、都区で協議を重ね、平成25年度財調協議以来となる全体的な見直しについて、取りまとめを行った。それに伴い、今回、区側から、経常的な維持管理運営費への反映に関する提案があった。</p> <p>経常的経費の見直しについても、平成26年度財調協議以来の全体的な見直しとなるが、都側としても、現下の社会・経済情勢や各区の実態等を踏まえて、適切な見直しは必要であると認識している。</p> <p>区側から、主な見直し内容のご説明をいただいたが、それらの点も含めて、提案内容を精査の上、次回以降、都側の考え方を示したいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>今回の見直しは、令和7年度財調協議において投資的経費の標準事業規模を見直したことに伴い、標準施設の経常的な維持管理運営費について、現時点での区側の実態を反映させる必要があることから提案を行うものである。</p> <p>第一に、今回見直しを提案する施設について、令和7年度財調協議で標準事業規模を見直した24施設としている。各施設の箇所数及び固定比率については、投資的経費の標準施設と整合させて設定している。また、直営委託比率については、直営施設と指定管理者制度を導入している施設の運営比率を調査し、その結果に基づき設定している。</p> <p>第二に、経費の算出方法について、施設ごとに節または細節の決算総額を施設面積で割り返し、節ごとの1㎡当たりの単価を算出している。その算出した1㎡当たりの単価に、投資的経費の標準事業規模を乗じることで、標準施設としての経費を設定している。</p> <p>第三に、標準区職員数について、先ほど申し上げた、施設の箇所数及び固定比率、直営委託比率の見直しと整合させて設定している。</p> <p>今回の見直しは、投資的経費の見直しに合わせ、経常的経費についても区側の現下の実態を反映させるべく、大規模な調査を行い、取りまとめたものである。自主・自律的な区間配分調整を踏まえ取りまとめた本提案について、前向きな検討をしていただくようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	<p>経常的経費の一部に係る物騰率の算出方法の見直し</p>	<p>現在、委託料等については、特定の経費を除き、特別区人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎年、財調算定されていると認識している。</p> <p>区側提案では「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を用いているが、こちらも民間給与の実態を踏まえたものであり、現行手法の考え方と軌を一にしているものとする。</p> <p>その上で、提案で示されている物騰率が現行手法によるものと大幅に乖離している点については、計算過程において、対前月の増減率を用いるべきところを、対前年同月の増減率を用いていることが要因であると思われる。都側でこれを是正して試算したところ、現行手法による物騰率と近似する率になることが確認できていることから、物騰率算出方法を変更する必要性はないものとする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>財調上の各種経費は、毎年度、一部を除き各種指標にもとづいて算出された物騰率等を用いて特別区をとりまく財政への影響を反映している。しかしながら、昨今の急激な物価上昇による原材料価格の高騰、労務単価の上昇等の影響に対応できておらず、特別区の実態に即したものとなっていない状況である。</p> <p>今回の提案は、特別区の実態との乖離が特に大きいことが想定される役務費の一部及び委託料に係る物騰率について、算出方法の改善を行うものである。</p> <p>まず、役務費の一部は、現行「特別区人事委員会勧告（公民較差）」の率を用いた物騰率について、「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を指標として算出した率を物騰率とする方法に変更する。</p> <p>委託料は、現行「特別区人事委員会勧告（公民較差）」の率を用いた物騰率について、人件費相当分は「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を、物件費相当分は「東京都区部消費者物価指数」を指標としてそれぞれ算出した率とする方法に変更する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>経常的経費の一部に係る物騰率の算出方法の見直し（つづき）</p>		<p>物騰率の算出に用いる指標を「対前月の増減率」に修正し、改めて算出した率と過去十数年の時世の流れとを照らし合わせると合致していない年度が多数散見される。そのため、恒常的なメンテナンスとしての区側提案は取り下げることにする。</p> <p>一方で、近年の資材価格の高騰、賃金上昇等を背景に民間委託等業者が負担する経費に対して適切に対応するよう総務省から複数年度にわたり通知が各自治体に発出されているところである。また、前述の通知に追従する形で委託料の増加分については、地方交付税（普通交付税）の単位費用に加算する方法により対応している。</p> <p>これを受け、各区の直近3か年の対応状況について調査したところ、当初予算の枠配分予算に一律の率を乗じて算出した金額を加算する等により対応していることが確認できた。また、加算率の積算根拠として、「最低賃金の上昇率」や「東京都区部消費者物価指数」を用いていることも確認できた。</p> <p>以上、直近3か年における急激な資材価格の高騰、賃金上昇等に各区対応している状況が確認できたため、少なくとも直近3か年分においては、通常の財調上の物騰率以上に臨時的に加算するなどの対応をとるべきであると考え。今回の調査で各区が積算根拠として多く用いている最低賃金の令和4年度から令和7年度までの各年度における上昇率（13.73%）から令和6年度から令和8年度までの財調上の物騰率（7.67%）を差し引いた率（6.06%）を役務費の一部と委託料に臨時的に加算することを提案する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	基準財政需要額のあり方	<p>ただいま、区側から「基準財政需要額のあり方」に関する都側の見解について確認があった。</p> <p>都区財政調整制度が準ずる「地方交付税法」の逐条解説では、基準財政需要額について、「各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を測定したものである。」と記載されている。</p> <p>また、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>まず、都区財政調整制度は、都と特別区の間にも適用される制度であるため、区間配分に用いる「あるべき需要」については、「合理的かつ妥当な水準」の観点において、特別区のおかれた実態に適合させるべきである。</p> <p>そのため、これまでの協議において、区側は、単独事業であっても、特別区で標準的に行われている事業であれば、その実態をもって、「合理的かつ妥当な水準」に達した「あるべき需要」として算定すべきと提案している。</p> <p>一方、都側は、その「あるべき需要」を判断する「合理的かつ妥当な水準」は、全国の市町村が義務的に行う事務のほか、国または都が示した基準であると主張している。このように、「基準財政需要額のあり方」についての都区の考え方に大きな乖離があるため、協議が不調となる事業が散見される状況である。</p> <p>基準財政需要額のあり方を考えるに当たり、そもそも、都と特別区の間にも適用される財調制度と全国の市町村を対象とする地方交付税制度では、制度の構造上、基準財政需要額として捕捉すべき範囲が、次のとおり異なる。</p> <p>まず、固定資産税等の調整税の留保財源に関するものである。地方交付税制度では、基準財政収入額の算定の際、調整税の25%分が自主財源事業に充てるための留保財源とされることから、その分は、基準財政需要額に反映されない。</p> <p>（つづきあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政需要額のあり方 （つづき）		<p>一方、財調制度では、調整税の全額が都区間で財源配分を行う原資となるため留保財源は発生しない。そのため、調整税の一定割合に係る分の全額、地方交付税制度では留保財源とされる分も、基準財政需要額として捕捉する必要があると考える。</p> <p>次に、地方交付税算定上の財源超過分に関するものである。財調制度は、地方交付税の都区合算による適用があった後の都区間の財源配分を行う制度であり、地方交付税算定上の財源超過分も含めて調整を行うものとする。そのため、財調制度では、その分地方交付税以上に基準財政需要額を捕捉する必要があると考える。</p> <p>今述べたとおり、基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、財調制度の方が広いと考える。</p> <p>加えて、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考える。</p> <p>以上を踏まえ、基準財政需要額のあり方についての都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	特別交付金	<p>区側から「交付率の変更等」と「算定項目『C-イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応』の算出方法の変更」の2点に関する発言があった。</p> <p>特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えているが、区側から示された提案内容について、都の考えを申し上げる。</p> <p>まず1点目についてであるが、区側提案は、分析結果を踏まえ、算定項目「C-ウ」及び「B-エ」の交付率を実態に合わせることを、加えて、算定項目「C-ウ」の交付率の引き上げの目安を作成し明示するという内容である。</p> <p>しかし、交付率の変更等は、予見性という観点からだけではなく、様々な観点から検討を行う必要があると考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>次に、2点目についてであるが、算定ルールにおいて、算定項目「C-イ」の算出方法は、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額となっている。</p> <p>この算出方法については、令和7年度財調協議において、区側から、「C-イ」対象事業のうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものについて、事業終了年度の財調単価をもとに精算する、という内容の提案がされたところである。</p> <p>これに対し、都側からは、精算をするならば、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべき、という考えを述べ、協議が整わなかった項目として整理された経緯がある。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>昨日の第1回財調協議会でも触れたが、令和7年度財調協議において、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、早急にルール作りが必要であると発言した。</p> <p>これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答があった。</p> <p>このことを踏まえ、算定ルールの見直しについては是非、前向きな議論をお願いする。</p> <p>1つ目は「交付率の変更等」についてである。</p> <p>現行の算定ルールには、算定項目「C-ウ その他特別の事情」の交付率が明示されていない。また、算定項目「B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」の交付率は「原則2分の1以上」と明示されている。</p> <p>提案に当たり、算定事業を分析した結果、「C-ウ」は、交付率「4分の1」で算定されている事業が最も多いこと、また、交付率毎に事業の共通性がみられることを、また、「B-エ」は、ほぼ全ての事業が交付率「3分の2」で算定されていることを確認した。</p> <p>こうした実態を踏まえ、交付率の変更等に係る算定の改善について提案する。具体的には、算定項目「C-ウ」の原則の交付率を実態に合わせて明示すること、加えて、交付率の引き上げの目安を作成し明示すること。また、算定項目「B-エ」の原則の交付率を実態に合わせて変更することである。</p> <p>本提案により交付率及び引き上げの目安が明らかになり、算定の予見性が高まる等の算定ルールの改善が見込まれるものとする。</p> <p>（つづきあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	<p>令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、昨年度協議における提案内容と考えが変わっているが、その理由を伺う。</p> <p>また、「C-I」の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定のみの場合、区間配分に課題が残ると考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>2つ目は、算定項目「C-I 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法の変更についてである。</p> <p>令和7年度財調協議において、算定項目「C-I」の算出方法に係る算定ルールの見直しについて、協議が整わなかった項目として整理されている。</p> <p>令和8年度財調協議に向けて、算定項目「C-I」に関して調査した結果、多くの算定事業が実績額により算定されていること、また、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため実績額を下回るといった乖離があることが確認された。</p> <p>こうした実態を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	都市計画交付金	<p>第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。</p> <p>そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできた。</p> <p>今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。</p> <p>都市計画税が増収傾向にある中、都市計画交付金の令和7年度当初予算額は前年度より100億円増の300億円となり増額が図られた。</p> <p>区側としては、引き続き、都区双方の都市計画事業の実績に見合うよう財源を確保すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。</p> <p>また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけていない。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源について、都区で協議するには、都区の都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。</p> <p>平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がある。それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	